



しあわせ信州

「交通空白」解消に向けた取組について (長野県説明資料)

令和 7 年 3 月 24 日

第 8 回長野県公共交通活性化協議会資料

1 「交通空白」リストアップ地域における移動の足の確保

- 国において、全国の市区町村を対象に「交通空白」のリストアップ調査を実施（令和7年2月～3月）

◆「交通空白」の考え方

誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらいなど地域交通にお困りごとを抱えており、自治体や地域住民等が何らかの対応が必要と認識している地域（地理的、空間的な「交通空白」に限らない）

例：バスや列車の本数が少なく「生活の足」としては使い勝手が悪い

坂道が多い団地で高齢者は移動が難しく、タクシーも配車されないため移動に支障がある

区域運行（デマンド交通等）のエリア内であるが、朝夕に配車されない

- 調査の結果、**52市町村・149地域**（3月24日時点の速報値）がリストアップされた（今後、国において公表予定）
- 長野県地域公共交通計画で定める保証すべきサービスの品質を踏まえ、市町村においては、**「地域の足対策」「観光の足対策」の強化をお願いしたい**

【参考】長野県地域公共交通計画で定める保証すべきサービスの品質

- ◆**通院**：圏域の中核的な医療機関への通院について、午前中の通院や、午後の早い時間の帰宅が可能
- ◆**通学**：圏域内の高校への通学について、始業前の通学や、授業終了後／課外活動終了後の帰宅が可能
- ◆**観光**：圏域内の主要観光地へのアクセスについて、円滑な乗継や、観光地での十分な滞在時間の確保が可能

2 国・県による伴走支援を活用した取組の推進

- 市町村ごとの課題に寄り添い、**国や県地域振興局とも連携して**対応します。積極的にご相談ください。
- 取組の推進に当たっては、**交通事業者をはじめ関係者との調整**を十分に図ってください。
- **県の専門家（モビリティ・アドバイザー）派遣制度**を活用し、現状把握・施策検討等を行うことも可能です。

【参考】「交通空白」解消のための支援制度

交通政策局
交通政策課

区分	国 の支援制度	県 の支援制度	
取組主体	地方自治体、交通事業者、NPO法人 等	市町村	NPO法人等
制度	◆「交通空白」解消緊急対策事業 ※①交通計画への位置付け、②官民連携PFへの加入、 ③「交通空白」リストアップ地域 が補助要件 ◆共創モデル実証運行事業 ※官民連携PFへの加入が補助要件 ◆地域内フィーダー系統確保維持改善事業費補助金 ◆特別交付税措置（市町村のみ）	◆特別交付税措置	◆「交通空白」輸送確保支援事業 ※5年間の運送継続が補助要件

【国】「交通空白」解消緊急対策事業（R6補正）

補助対象者	地方自治体、交通事業者、NPO法人等
補助対象経費	○基礎データ収集・分析、協議会等の開催に要する費用等 ○車両の導入、配車アプリ等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用 ○実証事業に要する費用
補助率	500万円まで定額、500万円超部分は2/3（上限：1億円） ※車両購入にかかる費用については定額補助の対象外

【県】「交通空白」輸送確保支援事業（R7当初）

補助対象者	新たに自家用有償旅客運送や、許可又は登録を要しない運送を実施するNPO法人等
補助対象経費	○車両購入費・賃借料 ○運行管理に必要な備品購入費 ○法定講習受講料
補助率	1/2（上限：100万円）

※ 国の支援制度の詳細については、国の説明資料をご参照下さい。